南海トラフ地震臨時情報発表時の対応方針

令和7年7月

川南町

(令和7年9月改訂)

目 次

は	じめに	3
第	1章 南海トラフ地震臨時情報とは	4
1	南海トラフ地震臨時情報とは	4
2	臨時情報の種類と発表条件	4
3	南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象ケース	5
4	臨時情報発表の流れ	6
第	2章 防災対応の検討に当たっての基本事項	7
1	防災対策対象地域	7
2	想定する後発地震の規模	7
3	臨時情報発表を受けた防災対応	8
4	最も警戒すべき期間	9
5	津波に対する避難の基本事項	10
6	事前避難を促す対象者	10
7	防災対応の考え方	11
第	3章 防災対応方針	12
1	配備基準(庁内体制)	12
2	防災対応	13
3	開設避難所	14
4	臨時情報発表時における役場・学校・幼稚園・保育所等の対応	15
5	今後の検討事項	15

はじめに

この「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応方針」は、「南海トラフ地震臨時情報 防災対応ガイドライン 令和7年8月改訂 内閣府(防災担当) 」の防災対応方針を踏まえ「南海トラフ地震臨時情報」発表時の災害対応を取りまとめたものである。

本町は、ユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界に位置しており、過去十数年から数十年間隔でマグニチュード7クラスの地震が発生する地震活動が活発な地域となっている。

静岡県の駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生しており、南海トラフで科学的に考えられる最大クラス(M9)の地震である「南海トラフ巨大地震」が発生した場合は、沿岸部を中心に東日本大震災を越える甚大な被害が想定されている。また、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によると、マグニチュード8~9クラスの地震が、今後30年以内に起きる確率について、令和7年1月1日時点で改めて計算され、これまでの「70%から80%」から「80%程度」に引き上げられた。

平成25年12月施行の「南海トラフ地震対策特別措置法」に基づき、県内の全市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、更に本町を含む沿岸の10市町は、特に深刻な津波被害が予想される「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

南海トラフで発生する大規模地震には、1944年に南海トラフの東側で昭和東南海地震が発生し、その約2年後に南海トラフの西側で昭和南海地震が発生した事例や1854年にも南海トラフの東側で大規模地震が発生した約32時間後に、西側でも大規模地震が発生した事例が知られている。 南海トラフでの大規模地震の発生形態は多様で、次に発生する南海トラフの大規模地震が、どのような形態となるかは不明だが(1707年の南海トラフでの大規模地震は東側・西側で同時に地震が発生した。)、東側(又は西側)だけで大規模地震が発生した際、西側(又は東側)の地域においても次の大規模地震に備える必要がある。

平成29年11月から南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されることとなった。南海トラフでの大規模地震発生前に、必ずしも先行する異常現象が観測されるとは限らないが、大規模地震発生の可能性が高まった際の防災対応を事前に検討することで、地域の防災力向上を図っていく必要がある。

本対処方針は、現時点での整理をまとめたものであり、今後も、新しい知見の蓄積等あれば、適宜、見直しを図り、町民の生命及び財産等の被害軽減に努めていくものである。

第1章 南海トラフ地震臨時情報とは

1 南海トラフ地震臨時情報とは

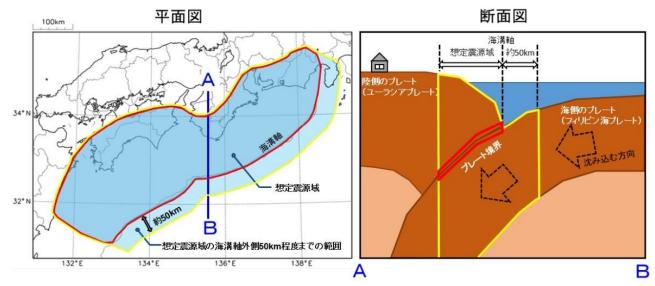
南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ地震発生の可能性が、平常時に比べて相対的に高まっていると評価された場合などに、気象庁から発表される情報であり住民、自治体、企業などが後発地震に対する防災対応をとるために、令和元年(2019 年)5 月から運用が開始され、住民などが防災対応をイメージしやすいよう「調査中」「巨大地震警戒」「巨大地震注意」「調査終了」の4種類のキーワードのいずれかを付けて発表されるものである。また、令和6年(2024 年)8 月8 日、宮崎県沖の日向灘でマグニチュード7.1 の地震が発生し、運用開始後初めて「南海トラフ地震臨時情報」が気象庁から発表された。

2 臨時情報の種類と発表条件

情報の種類や発表の条件は、次のとおり。

情報名	キーワード	発表条件
HWTRI	(調査中)	南海トラフ沿いの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたM6.8以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際に、南海トラフ沿いの大規模な地震との関連について調査が開始された場合、又は調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において Mw8.0 以上の地震が発生(半割れケース)の場合
南海トラフ地震臨時情報	(巨大地震注意)	 巨大地震の発生に注意が必要な場合 ・ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において Mw7.0 以上 Mw8.0 未満の地震又は南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でMw7.0 以上の地震が発生(一部割れケース)の場合 ・ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面においてひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測(ゆっくりすべりケース)の場合
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意) のいずれにも当て はまらない現象と評価された場合

- ※ マグニチュード (M): 地震そのものの規模や大きさを表す指標
- ※ モーメントマグニチュード (Mw): 断層のずれの規模を表す指標

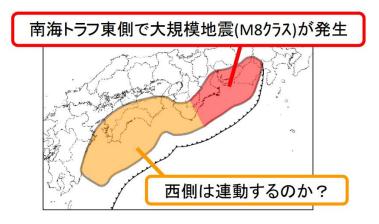


南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲

3 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象ケース

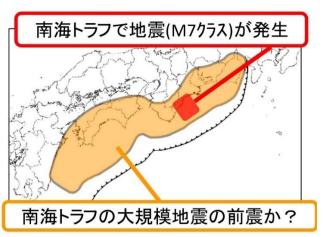
(1) 半割れケース

南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震 発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合



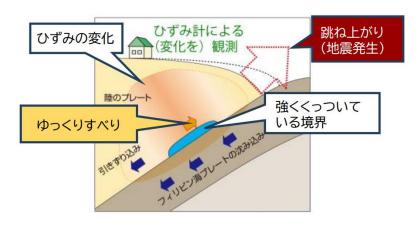
(2) 一部割れケース

南海トラフ沿いで大規模地震に比べて一回り小さい地震 (M7クラス) が発生した 場合



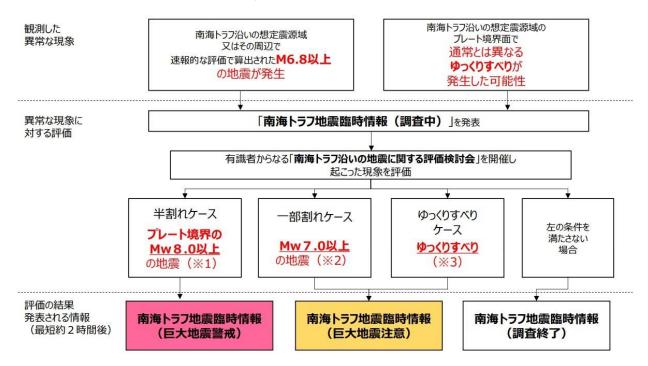
(3) ゆっくりすべりケース

ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合



4 臨時情報発表の流れ

前節の発表条件に該当した場合に「臨時情報」が発表されることとなる。「臨時情報」 発表の流れについては、次のとおり。

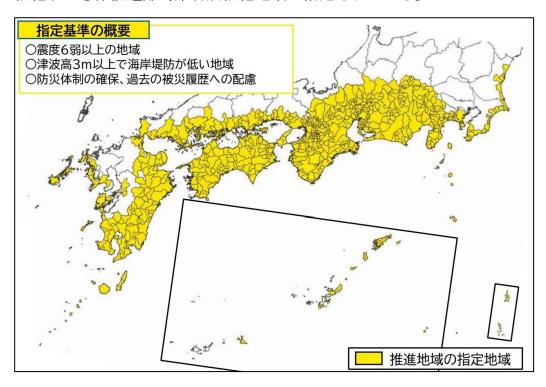


- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において Mw8.0 以上の地震が発生した場合(半割れケース)
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において Mw7.0 以上、Mw8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で Mw7.0 以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えらえる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

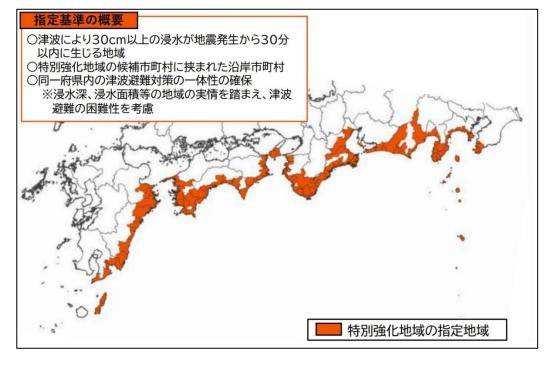
第2章 防災対応の検討に当たっての基本事項

1 防災対策対象地域

本町は、南海トラフ地震防災対策推進地域である。南海トラフ地震防災対策推進地域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法第3条において「南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域」と定義されている。さらに本町は、津波避難対策を特別に強化すべき津波避難対策特別強化地域に指定されている。



南海トラフ地震防災対策推進地域(1都2府27県723市町村)



津波避難対策特別強化地域(1都13県139市町村)

2 想定する後発地震の規模

臨時情報は、南海トラフ沿いで異常な現象が発生したあとに発生するおそれがある南海トラフ地震(以下「後発地震」という。)に備えるために発表される情報であり、後発地震の規模については、最大クラス(M9.0 クラス)の地震を想定することとする。

3 臨時情報発表を受けた防災対応

基本とされる防災対応は、以下のとおり。

(1)巨大地震警戒対応

ア 対応基準:「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時における最初の地 震発生から1週間を基本

イ 対応内容:【日頃からの地震への備え】を再確認及び昼夜問わず津波警報等が発表 されても速やかに避難し命を守ることができるよう、すぐに逃げられ る態勢の維持や非常持出品の常時携帯など【特別な備え】を実施し、 その上で社会経済活動を継続する。また、個々の状況等に応じて自主 的に避難するとともに事前避難対象地域の住民は避難

(2) 巨大地震注意対応

ア 対応基準:「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時における最初の地 震発生から1週間経過以降2週間経過まで、又は「南海トラフ地震 臨時情報(巨大地震注意)」発表時

イ 対応内容:【日頃からの地震への備え】を再確認及び昼夜問わず津波警報等が発表されても速やかに避難し命を守ることができるよう、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など【特別な備え】を実施し、その上で社会経済活動を継続する。必要に応じて避難を自主的に実施

プレート境界のMw8.0以上の地震**1 (半割れケース)	Mw7.0以上 の地震** ² (一部割れケース)	ゆっくりすべり *3 (ゆっくりすべりケース)		
個々の状況に応じた 防災対応を準備・開始	個々の状況に応じた 防災対応を準備・開始	今後の情報に注意		
 巨大地震警戒対応 ●【日頃からの地震への備えの再確認】 すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など【特別な備え】 ● 津波到達が早く、後発地震発生後の遊難では間に合わないおそれのある住民は【事前避難】、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 	 巨大地震注意対応 【日頃からの地震への備えの再確認】 すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など【特別な備え】 など (必要に応じて避難を自主的に実施) 	巨大地震注意対応● 【日頃からの地震への備えの再確認】● すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など【特別な備え】		
 巨大地震注意対応 ● 【日頃からの地震への備えの再確認】 ● すぐに逃げられる態勢の維持や非常 持出品の常時携帯など【特別な備え】 など (必要に応じて避難を自主的に実施) 	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う			
◆ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、 地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
	(半割れケース) 個々の状況に応じた 防災対応を準備・開始 E大地震警戒対応 ●【日頃からの地震への備えの再確認】 ・すぐに逃げられる態勢の維持や非常 持出品の常時携帯など【特別な備え】 ・津波到達が早く、後発地震発生後の 遊難では間に合わないおぞれのある 住民は【事前避難】、それ以外の者は 遊難の準備を整え、個々の状況等に 応じて自主的に避難 など E大地震注意対応 ●【日頃からの地震への備えの再確認】 ・すぐに逃げられる態勢の維持や非常 持出品の常時携帯など【特別な備え】 など (必要に応じて避難を自主的に実施) ・ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、 地震の発生に注意しながら通常の生	(半割れケース) (一部割れケース) (一部割れケース) (個々の状況に応じた 防災対応を準備・開始 下大地震警戒対応		

- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において Mw8.0 以上の地震が発生した場合(半割れケース)
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において <u>Mw7.0以上、Mw8.0未満</u>の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で Mw7.0以上の地震が発生した場合
- ※3 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面でひずみ計等で有意な変化として捉えらえる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合 (ゆっくりすべりケース)
- ※4 2週間とは、巨大地震警戒対応期間(1週間)+巨大地震注意対応期間(1週間)

4 最も警戒すべき期間

- (1)「巨大地震警戒対応」、「巨大地震注意対応」において、短期的には大規模地震発生の可能性は時間とともに低下することと、社会的な受忍の限度を考慮して、最も警戒する期間としては、最初の地震発生後「1週間」を基本とする。
- (2)「巨大地震警戒対応」の場合、最も警戒すべき1週間の経過後は「巨大地震注意対応」に切り替えられるが、この場合の「巨大地震注意対応」の期間については、対応切り替え後1週間を基本とする。
- (3) ゆっくりすべりは、定量的な地震発生の可能性の評価ができず、あらかじめ定めた期間を対象に防災対応を強化することが困難である。しかし、現象の収束時期については、すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間の様子を見

て、新たな変化が見られなかった場合に、その変化はおおむね収束したと評価することができるため、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで「巨大地震注意対応」をとることとする。

5 津波に対する避難の基本事項

「巨大地震警戒対応」において、Mw8.0以上の地震発生直後に津波警報が発表された場合は、海岸堤防等より海側の地域、17区、18区に「避難指示」を発令する。また、大津波警報が発表された場合は、海岸堤防等より海側の地域、2区、3区、17区、18区に「避難指示」を発令する。その後、津波注意報に切り替わった場合は、海岸堤防等より海側の地域以外は「避難指示」解除し17区、18区は「高齢者等避難」とする。

本町の沿岸部は、地震発生後の避難で津波浸水に間に合うことから、住民事前避難対象地域は指定していない。しかしながら、高齢者など要配慮者が後発地震発生後の避難では間に合わないおそれがあるため、17 区、18 区は高齢者等事前避難対象地域として指定し津波注意報が解除された後も高齢者等避難を継続する。

種類	避難対象者	避難情報の発令	指定地域	
高齢者等事前避難対象地域	高齢者など要配慮者	高齢者等避難	17区、18区	

6 事前避難を促す対象者

後発地震やそれに伴う津波に備えるために、以下の対象者に対して<u>親類や知人宅等を基</u>本とした自主避難の呼びかけを行う。

(1) 地震発生後の避難で津波到達時間に間に合わないおそれのある居住者

巨大地震警戒対応時は、高齢者等事前避難対象地域の居住者等に対して、高齢者等避難を発令するが、巨大地震注意対応時においても、後発地震に伴う津波による被害を軽減するため、津波到達時間が短く地震発生後の避難では間に合わないおそれのある居住者を対象に、避難を自主的に実施するように呼びかけを行う。

本町の津波到達想定時間は20分である。地震発生5分後に避難を開始し、歩行速度60m/分で移動した場合の移動距離は900mであり津波浸水想定区域の外への避難は可能である。しかしながら、各人の状況により後発地震後の避難では間に合わないおそれがあると自身が判断した場合には、事前避難に努めるように呼びかけを行う。

(2) 耐震性の不足する住宅の居住者

耐震性の不足する住宅(昭和 56 年 6 月 1 日以前に建築確認が完了している建物で、いわゆる旧耐震基準の建物)は、後発地震の揺れで建物が倒壊する危険性が高く、健常者であっても、避難が難しいことから、被害を軽減する上で、事前の避難は非常に有効な手段となる。普段からの耐震化の啓発に加えて、臨時情報が発表された際には、巨大地震警戒対応時又は巨大地震注意対応時に自主的に事前避難するように呼びかけを行う。

(3) 斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者

地震による土砂災害が発生する地域を絞り込むことは困難であるが、土砂災害によ

る被害を軽減するために、12 区、17 区、18 区、24 区の土砂災害警戒区域の斜面際から距離が近い居住者に自主的な事前避難を呼びかける。

(4) その他

ア 避難場所への移動

津波浸水想定区域内においては、速やかに自身の安全を確保する。その他の地域においては、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表時点以降で、安全に避難することができる天候が良いときや見通しがよい日中など、安全な移動ができる状況を選んで移動を開始することを基本とする。また、避難所への移動手段は徒歩による避難が基本とされているが、本町は避難車両が殺到し交通渋滞を招く可能性は低いことから、自動車等を有効に活用し速やかな避難を実施する。

イ 避難所の運営

被災後の避難ではないため、避難者が自ら行い必要最低限のものを各自で準備することを基本とする。

7 防災対応の考え方

臨時情報発表時の防災対応は、日常生活を行いつつ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することが基本であることから、町は必要な情報提供を行う等、その検討を促していく。臨時情報を生かし、被害を軽減するために、全ての町民に対して、避難場所・避難経路や非常持出品の確認、家具の固定などの「日頃からの地震への備え」の再確認を促す取組を引き続き実施する。こうした取組に加え、本章第1節から第6節の内容を踏まえ、後発地震に備えるために、昼夜問わず津波警報等が発表されても速やかに避難し、命を守ることができる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの「特別な備え」の実施を促すとともに、地震発生後の避難では間に合わないおそれのある町民や地域に対する防災対応を実施する。 臨時情報が発表された場合の本町の防災対応については、下表のとおり実施することを基本とする。

	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
発生直後	個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		以後の情報に注意
(最短) 2時間 程度	<u>巨大地震警戒対応</u>	巨大地震警戒対応 巨大地震注意対応	
▼ 1 週間	●【事前避難】 対応:後発地震発生後の避難では間に合わないおそれがある高齢者等事前避難対象地域(17区18区)に高齢者等避難を発令 ●上記以外の住民は避難準備を整え、個々の状況に応じて自主的に避難対応:【日頃からの地震の備えの再確認】【特別な備え】を継続するとともに、津波、土砂、家屋倒壊への不安がある住民に自主的な避難の呼びかけ	●必要に応じて避難を自主的に実施 対応:後発地震やそれに伴う 津波に備えるため、親 類や知人宅等を基本とした自主避難検討の呼びかけ その他、右列「巨大地震注意 対応」のとおり	●【日頃からの地震の備えの再確認】 対応:安全な避難場所・避難経路、家族との連絡手段、家具の固定状況、非常食などの備蓄の再確認等の実施の呼びかけ ●【特別な備え】の実施対応:昼夜問わず津波警報等が発表されても守るよう、避難し命を守って逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時
▼ 2 週間	巨大地震注意対応 右列「巨大地震注意対応」 のとおり	●大規模地震発生の可能性が なくなったわけではないこと に留意しつつ、地震発生に注 意しながら通常の生活を行 う。	携帯などの実施の呼びかけ
すべりがたされるまで 大規模発生まで	●大規模地震発生の可能性 がなくなったわけではない ことに留意しつつ、地震発 生に注意しながら通常の生 活を行う。		大規模地震の発生も可能性 がなくなったわけではない ことに留意しつつ、地震の 発生に注意しながら通常の 生活を行う。

第3章 防災対応方針

第1章及び第2章の内容を踏まえて、本章では、臨時情報が発表された場合における本町の防災対応方針を示す。

1 配備基準 (庁内体制)

臨時情報発表時における本町の配備基準については、川南町地域防災計画[地震・津波時の配備体制]で定めている災害対策本部等の設置基準に基づき次のとおりとする。

配備基準	体制	動員体制
「南海トラフ地震臨 時情報 (調査中)」が 発表された場合	第1配備 (情報連絡本部)	本部長:総務課長 部 員・総務課危機管理対策室係員 ・農地課長が必要と判断し、指名する農地課員 ・建設課長が必要と判断し、指名する建設課員 ・上下水道課長が必要と判断し、指名す名上下水道課長が必要と判断し、指
「南海トラフ地震臨 時情報(巨大地震注 意)」が発表された場 合	第2配備 (災害警戒本部)	本部長:副町長 部 員・総務課長が指名する総務課員 ・福祉課長が指名する農地課員 ・建設課長が指名する建設課員 ・建設課長が指名する建設上下水道課長が指名する上下水道課長が指名する上下水道課長が必要と判断し、指名するまがの課員 ・財政課長が必要と判断し、指名する財政課員 ・税務課員 ・税務課員 ・環境課長が必要と判断し、指名する税務課員 ・環境課長が必要と判断し、指名する税務課員 ・環境課長が必要と判断し、指名する環境課員 ・教育課長が必要と判断し、指名する教育課員
「南海トラフ地震臨 時情報(巨大地震警 戒)」が発表された場 合	第3配備 (災害対策本部)	本部長:町長 部 員:全職員 ※高齢者等事前避難地域の避難対象者の避 難が完了後、状況に応じて災害警戒本部 体制へ移行

2 防災対応

臨時情報(調査中、巨大地震注意又は巨大地震警戒)が発表された場合の本町の具体的な防災対応は次のとおり。ただし、南海トラフの東側エリアで地震が発生し、本町に「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」が発表されている最中に、臨時情報が発表された場合は、地域防災計画等に基づき地震・津波への防災対応を実施中であることから、以下の内容は、臨時情報が発表された場合の特別な対応のみ記載する。

(1) 臨時情報(調査中)が発表された場合

災害情報の収集等

既に、南海トラフの東側エリアで地震が発生している場合は、最短で2時間後に発表される、臨時情報の種類(巨大地震警戒・巨大地震注意又は調査終了)が予測できるため情報連絡本部を設置し、いつでも災害対策本部体制に移行できるように、庁内の体制を整える。

(2) 臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合

ア 住民への呼びかけ

すべての町民に対して、避難場所・避難経路や非常持出品の確認、家具の固定など 日頃からの地震への備えの再確認及び昼夜問わず津波警報等が発表されても速やかに 避難し、命を守ることができる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え を行うように防災行政無線、ホームページやSNS等のあらゆる媒体を使い、住民へ の呼びかけを行う。 また、後発地震やそれに伴う津波に備えるため、親類や知人宅 等を基本とした自主避難の検討を呼びかけ、必要に応じて自主的な避難を促す。

イ 庁内体制の準備等

最大1週間は、後発地震への注意が必要であることから、庁舎の地震対策、緊急連絡網や各課の業務継続計画(以下「BCP」という。)の確認のほか、災害警戒本部を設置し、指定の職員との協議・調整を行い、以後の巨大地震発生に備える(各対策部は、今後の対応について協議開始)。

ウ避難所の開設

自主的な避難の段階であるため避難所は開設しない。避難所開設に関する業務について再確認を行い開設の状況に至った場合は、速やかに開設できるよう準備を整える。

(3) 臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合

ア 住民への呼びかけ

前項(2) 臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合と同様

イ 避難指示の発令

南海トラフの東側エリアで地震が発生した場合、本町に「大津波警報」又は「津波警報」が発表されている可能性が高いため、臨時情報(巨大地震警戒)発表前には、沿岸部の2区、3区、17区、18区に対し、避難指示又は高齢者等避難を発令している状況となっている。その後、「大津波警報」又は「津波警報」が解除された場合、臨

時情報(巨大地震警戒)対応に基づき、17区、18区に高齢者等避難を発令する。

ウ避難所の開設

避難所避難の住民のため、避難所を開設する。

エ 庁内態勢の準備等

臨時情報発表時から最初の1週間は後発地震への警戒、1週間経過以降2週間までは後発地震への注意が必要である。庁舎の地震対策、緊急連絡網やBCPの確認のほか、災害対策本部を設置し庁内の態勢を整える。避難所の開設及び避難行動要支援者の避難完了後は、状況に応じて、災害警戒本部へと移行する。

3 開設避難所

臨時情報は、後発地震発生の可能性が高まっていることを知らせるものであり、後発地震の発生を予知した情報ではない。不確実性を伴う情報であるため、臨時情報を活かして町民の生命及び財産等の安全を最優先する一方で、通常の経済・社会活動についても十分勘案し、いたずらに町民の不安を煽ったり、企業活動を阻害したりするようなことがあってはならない。 以上のことから、地震対策は突発対応が基本であることを十分踏まえ、後発地震に備えるために開設する初期の避難所を以下のとおりとする。

順序	種別	施設名	区画名	スフィア基準を 考慮した収容人数
	農村環境改善セ指定避難所		多目的ホール	197
1		典社理会改美みいない。	談話室・研修室	3 2
		辰州界児以書ピングー	学習室	9
			和室	1 4
		総合福祉センター	にぎわいスペース	3 9
2			ルーム 1	1 0
			和室	1 0

4 臨時情報発表時における役場・学校・保育所の対応について

臨時情報が発表された場合、後発地震から、役場の利用者等、学校・保育所の園児、 児童及び生徒等の命をより確実に守るために、発表された臨時情報の種類に応じた対応 を取る必要がある。

(1) 臨時情報(巨大地震注意) 発表時

室内安全対策や避難路・避難場所の再確認をするとともに、緊急連絡網やBCPの確認を行うなど、後発地震に備える。 原則、役場・学校・保育所は、それぞれ注意対応にとどめ、通常どおりの業務や授業等を継続する。ただし、町有施設の一部については、事前避難者(自主避難含む。)の受入れのために避難所として開設するなど、通常業務の継続が困難な場合は、業務を停止することとする。

(2) 臨時情報(巨大地震警戒)発表時

後発地震発生に備えて、町有施設の室内安全対策、緊急連絡網やBCPの再確認を するとともに、一部の地域に対して避難情報を発令することからも、業務停止や休 校・休園など、具体的な避難行動につなげるための踏み込んだ対応を取ることとする。

ア役場

1週間を基本として災害対応業務を優先する。 通常の町民生活や企業活動に影響を与えないよう通常業務を原則継続する。ただし、事前避難者(自主避難含む。)の受入れのために避難所を開設するなど、通常業務の継続が困難な場合は、一部施設の業務を停止する。 一部の職員は、配備基準に基づき警戒態勢を維持する。

イ 学 校

巨大地震警戒対応を取る1週間を基本として、町内全校を休校とする。避難所が 不足する等の場合は、体育館を避難所として開設する。

ウ保育所

巨大地震警戒対応を取る1週間を基本として、町立保育所を休園とする。

5 今後の検討事項

引き続き、関係機関や関係課と協議を進め、町民の生命及び財産等の被害を最小限にするための対応を一層充実させる。臨時情報に係る今後の検討事項は、以下のとおり。

- (1) 避難行動要支援者の避難体制の確立
- (2) 臨時情報に係る住民啓発(ホームページ・SNSの活用等)
- (3) 学校等休校時における児童クラブの運営に関する検討

令和 7年 7月 (令和 7年 9月 改訂)

南海トラフ地震臨時情報発表時の対応方針

(川南町役場 総務課 危機管理対策室)